

名古屋市北区選挙管理委員会告示第 16 号

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに第 30 条の 12 の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に申出のあった選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 24 日

名古屋市北区選挙管理委員会
委員長 堀部 祐二

- 1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況
6 件 別紙省略
- 2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況
0 件

名古屋市北区選挙管理委員会